

諮問日：令和5年7月3日（令和5年度（情）諮問第19号）

答申日：令和6年1月24日（令和5年度（情）答申第35号）

件名：福岡高等裁判所における裁判の脱漏に関する文書の不開示判断（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が令和5年5月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断が本件開示申出文書の探索が不十分であったためにされたものであり、入念に再探索をした上で開示することを求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 福岡高等裁判所は、本件開示申出文書について探索を行ったが、存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、原判断が本件開示申出文書の探索が不十分であったためにされたものであり、入念に再探索をした上で開示することを求めているが、福岡高等裁判所は、本件申出がされた令和5年2月、同年3月24日付け（同月27日受付）補正書が提出された同月及び同年4月6日付け（同月7日受付）補正書が提出された同月の計3回にわたり、開示申出に係る文書を探索し、申出

事項に該当する司法行政文書を作成又は取得していないことを確認している。

- 3 (1) 請求の一部について裁判を脱漏した場合、民事訴訟法 258 条 1 項に基づき、裁判所は職権で脱漏した請求について追加判決をすることとなるが、裁判所においては同裁判の新受・既済・未済件数に関する統計を取っていない。また、訴訟費用の負担の裁判を脱漏した場合、民事訴訟法 258 条 2 項に基づき、裁判所は申立て又は職権により、決定で訴訟費用の負担の裁判をすることとなり、当該申立ては民事雑事件として立件を要するものであるが、民事雑事件のうち、同条同項に基づく訴訟費用の負担の裁判の申立てについて個別に新受・既済・未済件数に関する統計を取っていない。

したがって、別紙記載 1 及び 2 の文書を作成又は取得していないと判断したことは相当である。

- (2) また、上記(1)のとおり統計を取っていないことに加え、裁判の脱漏があった場合に限らず、事件の進行管理は裁判事項であり、受訴裁判所に委ねられているものであるから、別紙記載 3 から 5 までの文書は司法行政文書として作成又は取得する必要がない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 7 月 3 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 12 月 15 日 審議
- ④ 令和 6 年 1 月 19 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、福岡高等裁判所が別紙記載 1 及び 2 の文書を保有していない理由として、民事訴訟法 258 条 1 項の規定により脱漏した請求に係る追加判決について、裁判所が同裁判の新受、既済及び未済の件数に関する統計を取っていないこと、同条 2 項に基づいて申立てにより又は職権でされる訴

訟費用の負担の裁判に関しても、裁判所は同裁判の新受、既済及び未済の件数に関する統計を取っていないことを説明するが、これらの説明に特段不合理な点は見当たらない。また、最高裁判所事務総長は、福岡高等裁判所が、別紙記載3から5までの文書を保有していない理由として、裁判の脱漏があった場合における当該訴訟の進行管理は裁判事項であり、受訴裁判所に委ねられているものであるから、これらの文書を司法行政文書として作成し、又は取得する必要がないことを説明するが、同説明にも不合理な点はない。その他に福岡高等裁判所が本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、福岡高等裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

令和5年4月6日付け（同月7日受付）補正書記載の内容

- 1 裁判の脱漏（民事訴訟法第258条第1項）につき申立て又は職権による新受、既済、未済数の記載がある文書。また、そのうち訴訟費用の負担の裁判（同条第2項）に係るものも同様。
- 2 裁判の脱漏（民事訴訟法第258条第1項）につき申立て又は職権による新受、既済、未済、それぞれの事件番号、事件及び当事者名に係る一覧表の類。また、そのうち訴訟費用の負担の裁判（同条第2項）に係るものも同様。
- 3 裁判の脱漏（民事訴訟法第258条第1項）につき申立て又は職権による新受の取扱い（報告・電算処理の類、処理要領の類、追加判決までの進行管理等を含む。）に関する記載がある文書。
- 4 裁判の脱漏（民事訴訟法第258条第1項）につき申立て又は職権による新受ないし未済の有無について、担当部からの報告あるいは電算情報等により、速やかに事務局など担当部以外の部署においても把握していることを示す文書
- 5 裁判の脱漏（民事訴訟法第258条第1項）につき申立て又は職権による新受が未済にもかかわらず、当該事件記録をその担当部で現に保管していない（上級裁判所等に送付した場合を含む。）事件につき、その事件番号、事件及び当事者名すべて。

（注1）文書には、別文書に添付された写し、決裁案文、書簡、メモ・鉛筆書込みの類、電算情報、電子メール・掲示板の類、マニュアル・教材の類が含まれる。

（注2）略